

附属資料

令和元年度年次報告 附属資料編の目次

1 組織・予算関係	307
1-1表 公正取引委員会の構成	307
1-2表 公正取引委員会の予算額（令和元年度補正後）	307
2 審決・訴訟関係等	308
2-1表 審決一覧（令和元年度）	308
2-2表 手続別審決等件数推移	311
2-3表 関係法条別審決件数推移	315
2-4表 告発事件一覧	318
2-5表 緊急停止命令一覧	327
2-6表 注意の対象となった行為の業種・行為類型別分類	328
3 独占禁止法適用除外関係	329
3-1表 独占禁止法適用除外根拠法令一覧	329
3-2表 年次別・適用除外法令別カルテル件数の推移	330
3-3表 保険業法に基づくカルテル	332
3-4表 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル	334
3-5表 著作権法に基づく商用レコードの二次使用料等に関する取決め	334
3-6表 道路運送法に基づくカルテル	334
3-7表 海上運送法に基づくカルテル（内航）	335
3-8表 内航海運組合法に基づくカルテル	335
3-9表 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくカルテル	335
3-10表 業種別事業協同組合及び信用協同組合の届出件数	338
4 株式取得、合併等関係	339
4-1表 銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可一覧	339
4-2 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等に関する統計資料 （4-3表から4-9表）について	339
4-3表 形態別・業種別件数（令和元年度）	341
4-4表 合併後の総資産が300億円以上となる合併 （令和元年度に完了報告書が提出されたもの）	342
4-5表 行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同新設分割 （令和元年度に完了報告書が提出されたもの）	342
4-6表 行為後の承継した会社の総資産が300億円以上となる吸収分割 （令和元年度に完了報告書が提出されたもの）	343
4-7表 行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同株式移転 （令和元年度に完了報告書が提出されたもの）	343
4-8表 行為後の譲受会社の総資産が300億円以上となる事業譲受け等 （令和元年度に完了報告書が提出されたもの）	344

4－9表	企業結合関係の届出・報告件数	349
5	下請法関係	351
5－1表	書面調査発送件数の推移	351
5－2表	下請法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移	352
5－3表	下請法違反行為類型別件数の推移	353
6	景品表示法に基づく協定又は規約及び運用機関の一覧（令和2年3月末現在）	354
7	独占禁止懇話会	357
8	公正取引委員会機構図	359

1 組織・予算関係

1-1表 公正取引委員会の構成

(平成31年4月1日現在)

委員長	杉本 和行
委員	山本 和史
委員	三村 晶子
委員	青木 玲子
委員	小島 吉晴

1-2表 公正取引委員会の予算額（令和元年度補正後）

(単位：千円)

事 項	予 算 額
(組織) 公正取引委員会	11,300,944
(項) 公正取引委員会	11,300,944
(事項) 公正取引委員会に必要な経費	9,484,520
(事項) 独占禁止法違反行為に対する措置等に必要な経費	326,347
(事項) 下請法違反行為に対する措置等に必要な経費	220,099
(事項) 競争政策の普及啓発等に必要な経費	166,268
(事項) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に必要な経費	1,103,710

2 審決・訴訟関係等

2-1表 審決一覧（令和元年度）

番号	事件番号	件名	内 容	関係法条	審決年月日
1 6	25 (判) 30 35	王子コーンスターチ株式会社ほか2名に対する件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人王子コーンスターチ及び被審人J-オイルミルズが、他の事業者と共同して、とうもろこしのシカゴ相場の上昇に応じて、段ボール用でん粉の需要者渡し価格を引き上げる旨合意することにより、公共の利益に反して、我が国における段ボール用でん粉の販売分野における競争を実質的に制限したと認めた。（不当な取引制限〔価格カルテル〕）</p> <p>なお、被審人加藤化学については、前記合意に参加したとまで認めるに足りる証拠はないと認定し、排除措置命令を取り消した。</p> <p>【課徴金額に係る認定】 1億6445万円（被審人3名合計）→ 1億2329万円（被審人2名合計）</p> <p>被審人王子コーンスターチ及び被審人J-オイルミルズが違反行為により販売した段ボール用でん粉の売上額を課徴金の対象として認め、被審人加藤化学に対する課徴金納付命令を取り消した。</p>	独占禁止法 66条3項、66条2項（3条後段、7条の2） （注）	元. 9. 30 （2名に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決並びに1名に対する排除措置命令及び課徴金納付命令を取り消す審決）

番号	事件番号	件名	内 容	関係法条	審決年月日
7 ・ 8	24 (判) 40 ・ 41	株式会社エディオンに対する件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である127社のうち、92社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。(不公正な取引方法〔優越的地位の濫用])</p> <p>【課徴金額に係る認定】 40億4796万円→30億3228万円 被審人と92社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。ただし、「マル特経費負担」分は購入額から控除すべきものとされた。</p>	独占禁止法 66条3項, 66条2項 (19条 [2条9項5号], 20条の6)	元. 10. 2 (排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消す審決)
9	25 (判) 22	N T N 株式会社に対する件	<p>【課徴金額に係る認定】 72億3107万円→70億3012万円 被審人が違反行為 (不当な取引制限〔価格カルテル]) により販売した産業機械用軸受及び自動車用軸受の売上額を課徴金の対象として認めた。 審判手続終了前に、同一事件について、被審人に対し、罰金4億円に処する旨の裁判が確定しているから、罰金額の2分の1に相当する2億円を控除した。</p>	独占禁止法 66条3項, 66条2項 (7条の2 [3条後段]), 51条3項	元. 11. 26 (課徴金納付命令の一部を取り消すとともに課徴金の額を変更する審決)

番号	事件番号	件名	内容	関係法条	審決年月日
10 ・ 11	26 (判) 1 ・ 2	ダイレックス株式会社に対する件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたこと、閉店セール協賛金を提供させたこと、及び火災関連金の提供をさせたことについて、原処分における違反行為の相手方である78社のうち、69社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。(不公正な取引方法〔優越的地位の濫用])</p> <p>【課徴金額に係る認定】 12億7416万円→11億9221万円 被審人と69社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。</p>	独占禁止法 66条3項、66条2項(19条[2条9項5号]、20条の6)	2.3.25 (排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消す審決)

(注)「独占禁止法」とは、平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法をいう。以下、2-1表において同じ。

2-2表 手続別審決等件数推移

(1) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続

分類	年度																													
	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	
審判審決	0	0	1	10	8	8	2	3	5	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	3	4	0	0	5	1	4	1	
勧告審決	0	0	2	4	4	3	5	0	5	5	7	2	2	1	3	7	24	30	26	17	11	28	26	43	37	27	67	(注4) 47 (6)	(注4) 31 (7)	
同意審決	5	2	11	45	6	4	5	2	1	0	0	0	0	0	0	5	11	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	2	
課徴金の納付を命ずる審決等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
独占禁止法第49条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
独占禁止法第65条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
独占禁止法第66条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法第9条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法第10条第6項に基づく審決	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
計	5	2	14	59	18	15	12	5	11	6	7	2	2	1	3	13	36	30	27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34	

(注1) 平成25年度の審決により、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続は全て終了した。

(注2) 「分類」欄の独占禁止法第49条第2項、第65条及び第66条並びに景品表示法第9条第2項及び第10条第6項は、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法及び景品表示法の条文番号である。

(注3) 審判審決とあるのは、過去の年次報告において「正式審決」と分類していたものである（平成5年度から正式審決の呼称を審判審決に変更）。

(注4) () 内の数字は、中小企業等協同組合法第107条に基づく審決件数で内数である。

(注5) 平成11年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が1件含まれている。

(注6) 平成20年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が4件含まれている。

(注7) 平成25年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が2件含まれている。

(注8) 平成14年度及び平成15年度の独占禁止法第49条第2項及び景品表示法第9条第2項に基づく審決は審判手続開始請求を却下する審決である。

51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
0	4	0	2	2	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	2	1	2	3	1	1	3	1	3	3	4	1	2	1	2
24	13	7	12	12	12	18	10	7	10	4	6	5	10	17	27	37	27	21	18	23	25	23	27	21	37	38	19	28	18
1	1	1	1	1	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	2	0	0	4	11	8
-	0	0	0	0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	1	(注5) 2	24	1	7	14	32	14
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注8) 1	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注8) 1	(注8) 1	0	0
0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	18	8	15	16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	25	20	30	29	25	33	50	42	48	40	72	42

分類	年度								
	18	19	20	21	22	23	24	25	計
審判審決	14	3	5	8	3	-	-	-	135
勧告審決	-	-	-	-	-	-	-	-	(注4) 1,020 (13)
同意審決	42	21	5	0	3	-	-	-	212
課徴金の納付を命ずる審決等	46	10	(注6) 37	21	13	0	5	(注7) 7	248
独占禁止法第49条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	1
独占禁止法第65条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	9
独占禁止法第66条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	3
景品表示法第9条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	-	-	-	2
景品表示法第10条第6項に基づく審決	0	0	0	0	0	-	-	-	4
計	102	34	47	29	19	0	5	7	1,634

(2) 平成17年独占禁止法改正法による改正後平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続

分類		年度															計	
		17 (注2)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27 (注5)	28 (注5)	29 (注5)	30 (注5)	元 (注5)		
独占禁止法関係	排除措置命令 (審判開始) (注1)	2 (1)	12 (0)	22 (1)	16 (5)	26 (5)	12 (3)	22 (10)	20 (7)	18 (4)	10 (4)	2 (0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	162 (40)	
	課徴金納付命令 (審判開始) (注1)	171 (8)	56 (0)	121 (1)	39 (8)	73 (7)	100 (12)	255 (61)	108 (13)	176 (6)	128 (70)	0 (0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1227 (186)	
	審決	排除措置命令に係る審決	0	0	0	3	0	3	4	4	3	15	7	6	33	8	5	91
		課徴金納付命令に係る審決	0	0	1	8	0	3	8	4	5	18	9	8	33	7	6	110
課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する審決		0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
景品表示法関係	排除命令 (審判開始) (注1)	28 (0)	32 (5)	56 (3)	52 (9)	6 (注3) (0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	174 (17)	
	排除命令に係る審決	0	0	0	0	11 (注4)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	11	

- (注1) () 内の数字は、当該年度の命令件数のうち、命令後に審判手続が開始されたもの（次年度に開始されたものを含む。）の数で内数である（その後審判請求の取下げのあったもの及び審判手続打切決定を行ったものを含む。）。
- (注2) 平成17年度における独占禁止法関係の件数については、平成18年1月4日から同年3月31日までの期間である。
- (注3) 平成21年8月31日までの排除命令件数である。
- (注4) 平成22年8月6日、(株)ウインズインターナショナルに対する件の審判手続が打ち切られたことにより、景品表示法関係の審判手続は全て終了した。
- (注5) 審判制度は平成25年独占禁止法改正法により廃止されたが、同法の施行日（平成27年4月1日）前に、改正前の独占禁止法第49条第5項の規定に基づく排除措置命令等に係る事前通知等が行われた場合は、なお従前の例により、審判手続が行われる。平成27年度における命令の件数は、平成27年度中に行われた命令のうち、平成25年独占禁止法改正法の施行日前に前記の事前通知が行われたものの件数である。平成28年度以降、前記の事前通知は行われていない。

(3) 平成25年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法における手続

分類		年度						計
		27	28	29	30	元		
排除措置命令 (訴訟提起) (注1)		7 (2)	11 (3)	13 (1)	8 (0)	11 (3)	50 (9)	
課徴金納付命令 (訴訟提起) (注1)		31 (4)	32 (注2) (2)	32 (0)	18 (2)	37 (4)	150 (12)	
第一審判決	排除措置命令及び課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	3	0	3	
	排除措置命令に係る判決	0	0	0	1	2	3	
	課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	1	2	3	
第二審判決	排除措置命令及び課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	0	0	0	
	排除措置命令に係る判決	0	0	0	0	1	1	
	課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	0	1	1	
第三審判決	排除措置命令及び課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	0	0	0	
	排除措置命令に係る判決	0	0	0	0	0	0	
	課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	0	0	0	

- (注1) () 内の数字は、当該年度の命令件数のうち、命令後に訴訟が提起されたもの（次年度に開始されたものを含む。）の数で内数である（その後訴えの取下げ、請求の放棄のあったものを含む。）。平成27年度における命令の件数は、平成27年度中に行われた命令のうち、平成25年独占禁止法改正法の施行日後に独占禁止法第50条第1項の規定に基づく意見聴取の通知が行われたものの件数である。
- (注2) 課徴金納付命令後に刑事事件裁判が確定した1名の事業者に対して、独占禁止法第63条第2項の規定に基づき、課徴金納付命令を取り消す決定を行った結果、対象となった課徴金納付命令の件数である。

2-3表 関係法条別審決件数推移

法令	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	
独占禁止法 3条前段	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3条後段	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7条の2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20条の6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
51条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
66条1項	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
独占禁止法 3条前段 (旧審判手続)	2	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
3条後段 (旧審判手続)	4	2	5	25	4	8	2	1	5	1	2	0	0	0	0	0	2	9	2	0	2	6	3	3	3	10	35	31	12	14	2	1	3	
4条 (旧審判手続)	1	1	3	9	4	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5条 (旧審判手続)	3	0	1	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6条 (旧審判手続)	0	0	1	21	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0
7条の2 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8条 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	4	1	2	2	4	2	1	1	2	10	25	20	22	15	6	22	24	40	34	11	33	11	10	6	9	2	10		
10条 (旧審判手続)	0	0	1	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
11条 (旧審判手続)	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13条 (旧審判手続)	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
14条 (旧審判手続)	0	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16条 (旧審判手続)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17条 (旧審判手続)	0	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19条 (旧審判手続)	0	0	2	20	1	2	3	4	4	2	1	0	1	0	2	9	1	3	2	5	3	1	1	0	2	0	1	5	4	6	4	4		
49条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0
66条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業者団体会法 (旧審判手続)	0	0	9	20	13	8	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
景品表示法 4条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
景品表示法 3条 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0	
4条 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	1	0	
9条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10条 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
中小企業等協同 組合法107条 (旧審判手続)	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	7	0	0	0	0	
審決件数	5	2	14	(注3)59	18	(注3)15	12	5	11	6	7	2	2	1	3	13	36	30	27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34	25	18	8	15	

(注1) 本表において「旧審判手続」とあるのは、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法による審判手続を経てなされた審決である。

(注2) 本表に掲げる数字が審決件数より多いのは、同一事件に2以上の法条を適用した場合があるからである。

(注3) 昭和25年度審決のうち1件及び昭和27年度審決のうち4件は、審決をもって審判開始決定を取り消したものである。

55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	3	0	2	4	3	3	15	6	6	33	5	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8	0	3	8	4	5	18	8	8	33	5		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	3		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
4	6	5	5	4	1	3	0	5	4	4	12	23	22	8	11	15	15	14	23	17	37	36	21	29	24	54	21	7	8	6	0	0	0	0	0	0	0		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	1	2	24	1	7	14	32	14	42	10	37	21	13	0	5	7	0	0	0	0		
8	4	7	2	5	3	1	5	0	3	7	6	11	2	14	5	8	3	2	3	3	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3	3	7	4	0	7	0	1	1	3	6	9	4	5	1	4	1	8	7	3	6	3	3	3	8	3	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	25	20	30	29	25	33	50	42	48	40	72	42	102	35	58	43	25	12	13	15	33	16	14	66	15	

元	計
0	1
3	83
4	105
2	7
2	5
1	4
0	(注4) 7
0	17
0	641
-	26
-	4
0	32
0	(注5) 244
0	434
0	10
0	3
0	4
0	7
0	1
0	1
0	6
0	200
0	(注6) 1
0	9
0	3
-	54
0	4
0	5
0	17
0	(注6) 2
0	4
0	13
12	1850

(注4) 独占禁止法66条1項に基づく審決は、審判請求を却下する審決である。

(注5) 独占禁止法7条の2(旧審判手続)の審決件数には、課徴金の納付を命じなかった審決が7件含まれており、また、独占禁止法8条の3により当該条項が準用されている審決が含まれている。

(注6) 独占禁止法49条(旧審判手続)及び景品表示法9条(旧審判手続)に基づく審決は、審判手続開始請求を却下する審決である。

2-4表 告発事件一覧

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
農林連絡協議会ほか21名(役員)	24.4.28	25.6.16 (農林連絡協議会ほか2名を起訴)	東京高裁 26.2.27	罰金 各1万円	閉鎖機関に指定され清算中であつたところ、購買及び販売の営業に従事する等禁止規定を免れる行為をした。	事業者団体法 第5条第1項第13、第14号、第2項、第14条第1項第1号、第3項	協議会委員長、常任委員は26.3.11上告したが、前者は死亡したため、35.3.15控訴棄却、後者は36.12.5上告棄却
大川(合)ほか1名(役員)	24.5.21	25.11.25	東京高裁 27.5.12	免訴(講和条約による大赦のため)	解散及び清算計画書、株式の処分に関する計画書を期限までに提出しなかった。	独占禁止法 第105条、第107条、第108条、第109条、第111条、第112条	
山一証券(株)	24.11.28	26.12.28 (不起訴)			許可を受けないで営業を譲り受けた。	独占禁止法 第16条、第91条の2第6項	
(株)三愛土地ほか1名(役員)	45.4.3	45.5.26	東京高裁 46.1.29	被告会社に20万円の罰金、被告人に懲役1年(執行猶予3年)、罰金10万円	審決に違反して不当表示を行った。	独占禁止法 第90条第3号、第95条第1項、景品表示法 第4条第1号、第2号	
出光興産(株)ほか26名(法人及び15役員)	49.2.15	49.5.28	東京高裁 55.9.26 最高裁 59.2.24	被告会社に150万円から250万円の罰金、被告人に4月から10月の懲役(執行猶予つき) 太陽石油(株)、九州石油(株)及び太陽石油(株)取締役に関する部分を破棄無罪、その他の被告会社及び被告人につき上告棄却	出光興産(株)ほか11名の石油元売会社は、石油製品の販売価格を、昭和48年1月、2月、8月、10月及び11月に引き上げることを共同して決定し実施した。	独占禁止法 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項	日本石油(株)及び同社常務は確定 昭和石油(株)常務は死亡したため55.11.19 公訴棄却 丸善石油(株)専務は57.10.21及び三菱石油(株)取締役は57.5.27それぞれ死亡につき公訴棄却

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
石油連盟 ほか4名 (4役員)	49.2.15	49.5.28 (石油連盟 ほか2名を 起訴, 残り 2名を不起 訴)	東京高裁 55.9.26	被告人に違 法の認識が なかったと して無罪	石油連盟は昭和47年度下期及 び昭和48年度上期の会員の原 油処理量を決定し実施した。	独占禁止法 第8条第1項 第1号, 第 89条第1項 第2号, 第 95条第2項	
三井東圧 化学(株)ほ か22名(8 社, 役員 15名)	3.11.6 (3.12.19追 加告発)	3.12.20	東京高裁 5.5.21	被告会社に 600万円から 800万円の罰 金, 被告人 に懲役6月か ら1年(執行 猶予2年)	三井東圧化学(株)ほか7社は, 塩化ビニル製業務用ストレッ チフィルムの販売価格を平成 2年9月及び同年11月出荷分か ら引き上げること等を共同し て決定し実施した。	独占禁止法 第3条後 段, 第89条 第1項第1 号, 第95条 第1項	
トッパ ン・ムー ア(株)ほか3 名	5.2.24	5.3.31	東京高裁 5.12.14	被告会社に 400万円の罰 金	トッパン・ムーア(株)ほか3社 は, 社会保険庁が発注する支 払通知書等貼付用シールの受 注予定者及び受注予定価格を 決定し実施していた。	独占禁止法 第3条後 段, 第89条 第1項第1 号, 第95条 第1項	
(株)日立製 作所ほか 26名(9社 及び受注 業務に従 事してい た者17名 並びに発 注業務に 従事して いた者1 名)	7.3.6 (7.6.7追加 告発)	7.6.15	東京高裁 8.5.31	被告会社に 4000万円か ら6000万円 の罰金, 被 告会社の受 注業務に従 事していた 者に懲役10 月(執行猶 予2年)日本 下水道事業 団の発注業 務に従事し ていた者に 懲役8月(執 行猶予2年)	(株)日立製作所ほか8社は, 平 成5年度における日本下水道 事業団発注に係る電気設備工 事の受注予定者を決定すると ともに, 受注予定者が受注で きるようあらかじめ定められ た価格で入札することを合意 し実施していた。	独占禁止法 第3条後 段, 第89条 第1項第1 号, 第95条 第1項, 刑法第62条 第1項	
(株)金門製 作所ほか 58名(25 社及び受 注業務に 従事して いた者34 名)	9.2.4	9.3.31	東京高裁 9.12.24	被告会社に 500万円から 900万円の罰 金, 被告会 社の受注業 務に従事し ていた者に 懲役6月から 9月(執行猶 予2年)	(株)金門製作所ほか24社は, 平 成6年度, 平成7年度及び平成 8年度の各年度における東京 都発注に係る水道メーターに ついて, 受注予定者を決定す るとともに, 受注予定者が受 注できるあらかじめ定め られた価格で入札することを 合意し実施していた。	独占禁止法 第3条後 段, 第89条 第1項第1 号, 第95条 第1項, 刑法第60条	富士水道工業(株)は 10.1.6, (株)東京量水 器工業所及び同社管 理部長兼工場長は 10.1.7それぞれ上告 したが, いずれも 12.9.25上告棄却

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
㈱クボタほか12名 (3社及び受注業務に従事していた者10名)	11. 2. 4 (11. 3. 1追加告発)	11. 3. 1	東京高裁 12. 2. 23	被告会社に3000万円から1億3000万円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた者に懲役6月から10月(執行猶予2年)	㈱クボタほか2社は、平成8年度及び平成9年度の各年度に日本国内において需要のあるダクタイル鋳鉄管直管の3社のシェア配分協定に合意し実施していた。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項、刑法第60条	
コスモ石油㈱ほか19名(11社、個人9名)	11. 10. 13 (11. 11. 9追加告発)	11. 11. 9	東京高裁 16. 3. 24	被告会社に300万円から8000万円の罰金、被告人に懲役6月から1年6月(執行猶予2年から3年)	コスモ石油㈱ほか10社は、防衛庁調達実施本部が平成10年度に調達する、ガソリン、軽油、灯油、重油及び航空タービン燃料の各石油製品の発注に係る6回の指名競争入札のうち前4回において、各入札前に会合を開催し、前年度の受注実績を勘案して受注予定者を決定するとともに受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記石油製品の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項、刑法第60条	3社及び4名については、それぞれ16. 3. 31、16. 4. 2、16. 4. 5に上告したが、17. 11. 21上告棄却決定(17. 11. 26、17. 11. 29、17. 12. 20確定)
愛知時計電機㈱ほか8名(4社、個人5名)	15. 7. 2	15. 7. 23	東京高裁 16. 3. 26 (1社、個人2名) 16. 4. 30 (2社、個人2名) 16. 5. 21 (1社、個人1名)	被告会社に2000万円から3000万円の罰金、被告人に懲役1年から1年2月(執行猶予3年)	4社及びこれら4社の東京都発注に係る水道メーターの受注業務に従事していた者等5名は、同水道メーターの受注業務に従事する他の水道メーターの製造業者等14社の従業員らとともに、それぞれの所属する会社の業務に関し、東京都が一般競争入札の方法により発注する水道メーターのうち、口径13ミリ、同20ミリ及び同25ミリのものについて、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記水道メーターの受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項(平成14年法律第47号による改正前)	

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
(株)横河ブリッジほか33名(26社,個人8名)	17.5.23 (17.6.15追加告発)	17.6.15	東京高裁 18.11.10 (23社,個人7名及び日本道路公団元理事1名) 19.9.21 (3社,個人2名)	被告会社に1億6000万円から6億4000万円の罰金,被告人に懲役1年から2年6月(執行猶予3年から4年)	26社は,平成15年度にあつては他の鋼橋上部工事業者23社とともに,平成16年度にあつては他の鋼橋上部工事業者21社とともに,国土交通省関東地方整備局,東北地方整備局及び北陸地方整備局が競争入札により発注する鋼橋上部工事について,受注予定者を決定するとともに,受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上,同合意に従つて受注予定者を決定し,もつて,被告発会社が共同して,その事業活動を相互に拘束し,遂行することにより,公共の利益に反して,前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段,第89条第1項第1号,第95条第1項第1号,刑法第60条,第62条第1項	
(株)横河ブリッジほか12名(6社,個人4名,日本道路公団元理事1名,同副総裁1名及び同理事1名)	17.6.29 (17.8.1,17.8.15追加告発)	17.8.1 (6社,受注業務に従事していた者4名及び日本道路公団元理事1名) 17.8.15 (日本道路公団副総裁1名) 17.8.19 (日本道路公団理事1名)	東京高裁 19.12.7 (日本道路公団理事1名) 20.7.4 (日本道路公団副総裁1名)	日本道路公団理事(当時)に懲役2年(執行猶予3年),日本道路公団副総裁(当時)に懲役2年6月(執行猶予4年) ※併合罪	6社は,平成15年度にあつては他の鋼橋上部工事業者43社とともに,平成16年度にあつては他の鋼橋上部工事業者41社とともに,日本道路公団が競争入札により発注する鋼橋上部工事について,受注予定者を決定するとともに,受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上,同合意に従つて受注予定者を決定し,もつて,被告発会社が共同して,その事業活動を相互に拘束し,遂行することにより,公共の利益に反して,前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段,第89条第1項第1号,第95条第1項第1号,刑法第60条,第65条第1項	日本道路公団理事(当時)1名及び日本道路公団副総裁(当時)1名は,独占禁止法違反の事実とは別に背任罪の事実も認定されている。 日本道路公団理事(当時)については,19.12.17に上告したが,22.7.20上告棄却決定。 日本道路公団副総裁(当時)については,20.7.4に上告したが,22.9.22上告棄却決定。

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
(株)クボタ ほか21名 (11社, 個人11 名)	18.5.23 (18.6.12追 加告発)	18.6.12	大阪地裁 19.3.12 (1社, 個 人1名) 19.3.15 (1社, 個 人1名) 19.3.19 (1社, 個 人1名) 19.3.22 (2社, 個 人2名) 19.3.29 (3社, 個 人3名) 19.4.23 (2社, 個 人2名) 19.5.17 (1社, 個 人1名)	被告会社に 7000万円か ら2億2000万 円の罰金, 被告人に罰 金140万円か ら170万円又 は懲役1年4 月から2年6 月(執行猶 予3年から4 年)	11社は、市町村等が競争入札により発注するし尿処理施設の新設及び更新工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、し尿処理施設の新設及び更新工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項第1 号、 刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については、独占禁止法違反の事実とは別に贈賄罪の事実も認定されている。
(株)大林組 ほか9名 (5社, 個 人5名)	19.2.28 (19.3.20追 加告発)	19.3.20	名古屋地裁 19.10.15	被告会社に1 億円から2億 円の罰金, 被告人に懲 役1年6月か ら3年(執行 猶予3年から 5年)	5社は、名古屋市交通局が一般競争入札の方法により特別共同企業体に発注する地下鉄第6号線野並・徳重間延伸事業に係る土木工事について、受注予定の特別共同企業体を決定するとともに、受注予定特別共同企業体が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定特別共同企業体を決定し、もって、被告発会社等が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記土木工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項第1 号、 刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については、独占禁止法違反の事実とは別に談合罪の事実も認定されている。

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
(財)林業土木コンサルタンツほか10名 (4法人, 個人5名, 独立行政法人緑資源機構元理事1名及び同機構元課長1名)	19.5.24 (19.6.13追加告発)	19.6.13	東京地裁 19.11.1	被告会社に4000万円から9000万円の罰金, 被告人に懲役6月から8月(執行猶予2年から3年), 独立行政法人緑資源機構の元役員であった者に懲役1年6月から2年(執行猶予3年から4年)	4法人は, 地質調査・調査測量設計業務を営む他の事業者とともに, 独立行政法人緑資源機構が平成17年度及び平成18年度において指名競争入札等の方法により発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務について, 独立行政法人緑資源機構の意向に従って受注予定業者を決定するとともに受注予定業者が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上, 同合意に従って受注予定者を決定し, もって, 被告発会社が共同して, その事業活動を相互に拘束し, 遂行することにより, 公共の利益に反して, 前記地質調査・調査測量設計業務の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項第1号, 刑法第60条, 第65条第1項	
日鉄住金鋼板㈱ほか8名(3社, 個人6名)	20.11.11 (20.12.8追加告発)	20.12.8	東京地裁 21.9.15	被告会社に1億6000万円から1億8000万円の罰金, 被告人に懲役10月から1年(執行猶予3年)	3社は, 不特定多数の需要者向け溶融55パーセントアルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯の平成18年7月1日以降出荷分の販売価格を引き上げる旨を合意し, もって, 被告発会社が共同して, その事業活動を相互に拘束し, 遂行することにより, 公共の利益に反して, 前記めっき鋼板及び鋼帯の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項第1号, 刑法第60条	

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
日本精工(株)ほか9名 (3社, 個人7名)	24. 6. 14	24. 6. 14	東京地裁 24. 12. 28 (1社, 個人2名) 25. 2. 25 (1社, 個人3名) 27. 2. 4 (1社, 個人2名)	被告会社に1億8000万円から4億円の罰金, 被告人に懲役1年から1年6月(執行猶予3年)	3社等は, 産業機械用軸受について, 平成22年7月1日以降に納入する産業機械用軸受の販売価格を, 同年6月時点における被告発会社等の販売価格から, 一般軸受につき8パーセントを, 大型軸受につき10パーセントをそれぞれ引き上げることを販売先等に申し入れるなどして, 軸受の原材料である鋼材の仕入価格の値上がり分を産業機械用軸受の販売価格に転嫁することを目途に引き上げること, 並びに, 具体的な販売価格引上げ交渉に当たっては, 販売地区及び主要な販売先ごとに3社等の従業員らが連絡, 協議しながら行うことを各合意し, もって, 被告発会社等が共同して, その事業活動を相互に拘束することにより, 公共の利益に反して, 産業機械用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。 また, 2社等は, 自動車用軸受について, 平成22年7月1日以降に納入する自動車用軸受の販売価格を, 同年6月時点における被告発会社等の販売価格から, 軸受の原材料である鋼材の投入重量1キログラム当たり20円を目途に引き上げることを合意し, もって, 被告発会社等が共同して, その事業活動を相互に拘束することにより, 公共の利益に反して, 自動車用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項第1号, 刑法第60条	1社及び2名については, 27. 2. 4に控訴したが, 28. 3. 22控訴棄却判決。同日, 上告したが, 29. 12. 5上告棄却決定。 (29. 12. 12確定)

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
高砂熱学工業(株)ほか15名 (8社, 個人8名)	26.3.4	26.3.4	東京地裁 26.9.30 (1社, 個人1名) 26.10.2 (2社, 個人2名) 26.10.3 (1社, 個人1名) 26.10.6 (1社, 個人1名) 26.11.12 (1社, 個人1名) 26.11.13 (1社, 個人1名) 26.11.14 (1社, 個人1名)	被告会社に1億2000万円から1億6000万円の罰金, 被告人に懲役1年2月から1年6月(執行猶予3年)	8社等は, 平成23年10月以降に, 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が条件付一般競争入札の方法により発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事について, 受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上, 同合意に従って, 前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし, もって, 8社等が共同して, 前記工事の受注に関し, 相互にその事業活動を拘束し, 遂行することにより, 公共の利益に反して, 前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項第1号, 刑法第60条	
(株)NIPPONほか20名 (10社, 個人11名)	28.2.29	28.2.29	東京地裁 28.9.7 (3社, 個人3名) 28.9.15 (1社, 個人1名) 28.10.6 (2社, 個人2名) 28.10.11 (1社) 28.10.25 (個人1名) 28.10.27 (2社, 個人2名) 28.11.1 (1社, 個人1名)	被告会社に1億2000万円から1億8000万円の罰金, 被告人に懲役1年2月から1年6月(執行猶予3年)	10社等は, 平成23年7月以降に, 東日本高速道路(株)東北支社が条件付一般競争入札の方法により発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について, 受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上, 同合意に従って, 前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし, もって, 10社等が共同して, 前記工事の受注に関し, 相互にその事業活動を拘束し, 遂行することにより, 公共の利益に反して, 前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項第1号, 刑法第60条	

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
大成建設 （株）ほか5名 （4社，個人2名）	30.3.23	30.3.23	東京地裁 30.10.22 （2社）	被告会社に1億8000万円から2億円の罰金	4社は，平成26年4月下旬から平成27年8月下旬までの間，東海旅客鉄道（株）が4社を指名して競争見積の方法により順次発注する品川駅・名古屋駅間の中央新幹線に係る地下開削工法によるターミナル駅新設工事について，受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で見積りを行うことなどを合意した上，同合意に従って，前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし，もって4社が共同して，前記工事の受注に関し，相互にその事業活動を拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号， 刑法第60条	

2-5表 緊急停止命令一覧

件名	当委員会 申立年月日	決定年月日 (注)	決定内容 (注)	事件の内容	関係法条	処 理 結 果		備 考
						決定年月日 (注)	決定内容	
(株)朝日新聞社ほか153名に対する件	30.3.16 30.7.27 (停止命令の取消し)	30.4.6	申立一部容認一部却下	(株)朝日新聞社, (株)読売新聞社, (株)毎日新聞社による千葉新聞の供給を受けないことを条件とする販売店との取引及び販売店による千葉新聞不買の申合せ	独占禁止法第19条(旧一般指定1, 7)	30.7.29	当事者の和解により違反事実の消滅(停止命令の取消し)	
伊藤勲に対する件	30.7.4 30.12.10 (停止命令の取消し)	30.7.29	申立容認	毎日新聞販売店(伊藤勲)による毎日新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法第19条(旧一般指定6)	30.12.23	営業廃止により違反事実の消滅(停止命令の取消し)	停止命令違反に対する過料(1万円)決定(30.10.12)
(株)大阪読売新聞社に対する件	30.10.5	30.11.5	申立容認	(株)大阪読売新聞社による読売新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法第19条(旧一般指定6)			同意審決(30.12.8)
(株)北国新聞社に対する件	31.12.21	32.3.18	申立容認	(株)北国新聞社の販売する富山新聞の差別対価	独占禁止法第19条(新聞業特殊指定3)	33.7.11	違反事実の自発的排除(停止命令の取消し)	被申立人による停止命令の執行免除の申立て(32.3.29申立棄却)
八幡製鉄(株)ほか1名に対する件	44.5.7 取下げ 44.5.30			八幡製鉄(株)及び富士製鉄(株)の合併	独占禁止法第15条第1項			被申立人が, 合併期日を延期したので取下げ
(株)中部読売新聞社に対する件	50.3.25	50.4.30	申立容認	中部読売新聞の不当廉売	独占禁止法第19条(旧一般指定5)			同意審決(52.11.24) 被申立人は, 特別抗告したが, 最高裁はこれを却下(50.7.17)
(株)有線ブロードネットワークスほか1社に対する件	16.6.30 取下げ 16.9.14			有線音楽放送事業における私的独占又は差別対価若しくは取引条件等の差別取扱い	独占禁止法第3条前段, 第19条(一般指定3, 4)			被申立人が, 申立てに係る行為を取りやめたので取下げ
楽天(株)に対する件	2.2.28 取下げ 2.3.10			楽天(株)による出店事業者に対する優越的地位の濫用	独占禁止法第19条(第2条第9項第5号ハ)			被申立人が, 申立てに係る行為を変更したので取下げ

(注) 平成25年独占禁止法改正法の施行日(平成27年4月1日)前は, 緊急停止命令等の非訟事件は東京高等裁判所の専属管轄とされていたが, 同改正法の施行後は, 東京地方裁判所の専属管轄とされている。

2-6表 注意の対象となった行為の業種・行為類型別分類

業種	件数	行為類型
総合工事業	1	優越的地位濫用
食料品製造業	2	優越的地位濫用, その他の不公正取引
飲料・たばこ・飼料製造業	2	不当廉売
繊維工業	1	再販売価格の拘束
木材・木製品製造業 (家具を除く)	1	優越的地位濫用
石油製品・石炭製品製造業	1	価格カルテル
窯業・土石製品製造業	1	優越的地位濫用
金属製品製造業	1	価格カルテル
その他の製造業	1	再販売価格の拘束
情報サービス業	1	私的独占
道路旅客運送業	3	価格カルテル, その他のカルテル, 取引妨害
各種商品卸売業	1	優越的地位濫用
飲食料品卸売業	2	不当廉売
建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	1	優越的地位濫用
その他の卸売業	4	再販売価格の拘束, 取引妨害, 優越的地位濫用
各種商品小売業	1	優越的地位濫用
織物・衣服・身の回り品小売業	1	再販売価格の拘束
飲食料品小売業	2	優越的地位濫用
機械器具小売業	1	価格カルテル
その他の小売業	11	価格カルテル, 優越的地位濫用, その他の不公正取引
物品賃貸業	2	優越的地位濫用
専門サービス業 (他に分類されないもの)	2	優越的地位濫用, その他
宿泊業	8	優越的地位濫用
飲食店	2	価格カルテル, 優越的地位濫用
その他の生活関連サービス業	2	価格カルテル, 取引妨害
娯楽業	1	取引妨害
協同組合 (他に分類されないもの)	1	その他の拘束・排他条件付取引

(注) 業種は、「日本標準産業分類」を参考にしてている。

3 独占禁止法適用除外関係

3-1表 独占禁止法適用除外根拠法令一覧

(1) 独占禁止法に基づくもの（3制度）

(令和2年3月末現在)

法律名	適用除外制度の内容 (根拠条項)	適用除外制度の 制定年次
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）	知的財産権の行使行為（第21条）	昭和22年
	一定の組合の行為（第22条）	昭和22年
	再販売価格維持契約（第23条）	昭和28年
独占禁止法第22条各号要件に係るみなし規定のあるもの たばこ耕作組合法（昭和33年法律第135号） 信用金庫法（昭和26年法律第238号） 農業協同組合法（昭和22年法律第132号） 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号） 森林組合法（昭和53年法律第36号） 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号） 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号） 労働金庫法（昭和28年法律第227号）		

(2) 個別法に基づく適用除外（16法律・21制度）

(令和2年3月末現在)

所管官庁	法律名 (法律番号)	適用除外の対象	適用除外制度 の制定年次
公正取引委員会	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）	転嫁カルテル	平成25年
		表示カルテル	平成25年
金融庁	保険業法（平成7年法律第105号）	保険カルテル	昭和26年
	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和23年法律第193号）	基準料率の算出（自賠償・地震）	平成10年
法務省	会社更生法（平成14年法律第154号）	更生会社の株式取得	昭和27年
財務省	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）	合理化カルテル	昭和34年
文部科学省	著作権法（昭和45年法律第48号）	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め	昭和45年

所管官庁	法律名 (法律番号)	適用除外の対象	適用除外制度 の制定年次
厚生労働省	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和32年法律第164号)	過度競争防止カルテル	昭和32年
農林水産省	農業協同組合法 (昭和22年法律第132号)	農業協同組合中央会が行う 一定の事業	平成11年
		農事組合法人が行う一定の 事業	平成11年
経済産業省	輸出入取引法 (昭和27年法律第299号)	輸出カルテル	昭和27年
	中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法律第185号)	共同経済事業	昭和32年
	中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号)	中小企業団体中央会が行う 一定の事業	平成11年
国土交通省	海上運送法 (昭和24年法律第187号)	海運カルテル (内航)	昭和24年
		海運カルテル (外航)	昭和24年
	道路運送法 (昭和26年法律第183号)	運輸カルテル	昭和26年
	航空法 (昭和27年法律第231号)	航空カルテル (国内)	昭和27年
		航空カルテル (国際)	昭和27年
	内航海運組合法 (昭和32年法律第162号)	内航海運カルテル	昭和32年
		共同海運事業	昭和32年
特定地域及び準特定地域における一 般乗用旅客自動車運送事業の適正化 及び活性化に関する特別措置法 (平成21年法律第64号)	供給輸送力削減カルテル	平成25年	

3-2表 年次別・適用除外法令別カルテル件数(注1)の推移

(各年3月末現在)

	根拠法令	適用業種等	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1	保険業法 平成8年4月1日施行	特定事業に係る 共同行為	4	4	4	4
		その他の事業に 係る共同行為	5	5	5	5

	根 拠 法 令	適用業種等	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
2	損害保険料率算出団体 に関する法律 昭和23年7月29日施行	地震保険に係る 基準料率及び自 動車損害賠償責 任保険に係る基 準料率の算出	2	2	2	2
3	酒税の保全及び酒類業 組合等に関する法律 昭和28年3月1日施行	酒類製造業	0	0	0	0
		酒類販売業	0	0	0	0
		(小 計)	0	0	0	0
4	著作権法 昭和45年5月6日施行	商業用レコード の二次使用料等 に関する取決め (注2)	12	10	10	10
5	生活衛生関係営業の運 営の適正化及び振興に 関する法律 昭和32年9月2日施行	特定生活衛生関 係サービス業、 販売業	0	0	0	0
6	輸出入取引法 昭和27年9月1日施行	輸出業者の輸出 取引	0	0	0	0
7	道路運送法 昭和26年7月1日施行	道路運送業 (注3)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)
8	航空法 昭和27年7月15日施行	航空運送事業 (国内)	0	0	0	0
		航空運送事業 (国際) (注4)	[12]	[4]	[2]	[1]
9	海上運送法 昭和24年8月25日施行	海運カルテル (内航)	5	5	5	5
		海運カルテル (外航) (注4)	[457]	[381]	[223]	[109]
10	内航海運組合法 昭和32年10月1日施行	内航海運業	1	1	1	1

	根 拠 法 令	適用業種等	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
11	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 平成26年1月27日施行	一般乗用旅客自動車運送事業	4	20	25	21
	合 計		36 (34)	50 (48)	55 (53)	51 (49)

(注1) 件数は、公正取引委員会の同意を得、又は当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテルの件数である。

(注2) 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決めの数は、当該取決めの届出を受けた文化庁長官による公正取引委員会に対する通知の件数である。

(注3) 道路運送法に基づくカルテルについては路線ごとにカルテルが実施されているが、実施主体が同じカルテルを1件として算定した場合の数を()で示した。

(注4) 航空法に基づく航空運送事業カルテル(国際)及び海上運送法に基づく海運カルテル(外航)に関する〔 〕内の数は、各年3月末日に終了する年度において締結、変更又は廃止の通知を受けた件数であり、外数である。

3-3表 保険業法に基づくカルテル

(1) 保険業法第101条第1項第1号に基づく共同行為

(令和2年3月末現在)

対象種目	主 体	制 限 事 項	最初の発効日	有効期限
航空保険	日本航空保険プール	再保険における料率及び条件の決定 (注)、再保険の出再割合の決定、再保険手数料率の決定、配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定、再々保険の禁止、海外再々保険の相手方、出再割合、料率その他条件及び再保険手数料率の決定、損害査定	平成9年6月20日	期限の定めなし
原子力保険	日本原子力保険プール	保険約款の内容の決定、保険料率及びその他の条件の決定、元受保険及び受再保険の引受割合の決定、元受保険の共同処理(募集を含む。)、再保険の共同処理、損害査定の審査及び決定	平成9年6月20日	期限の定めなし
自賠償保険	損害保険会社	契約の引受け及び契約規定の作成方法、募集方法、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定、再保険取引に関する相手方又は数量の決定、損害査定方法の決定	平成9年4月30日	期限の定めなし

対象種目	主 体	制 限 事 項	最初の発効日	有効期限
地震保険	損害保険会社	契約引受方法の決定、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定、損害査定方法の決定、再保険取引に関する事項の決定、地震保険の普及拡大に関する事項の決定	平成9年6月20日	期限の定めなし

(注) 日本航空保険プールの共同行為では、保険料率の決定は明示的に行われていないが、①出再割合を100%としていること、②再保険について、会員は全て元受会社の契約内容に従って責任を負担することとなっているため、保険料率=再保険料率となり、各社保険料率が同一となっている。

(2) 保険業法第101条第1項第2号に基づく共同行為

(令和2年3月末現在)

対象種目	主 体	制 限 事 項	最初の発効日	有効期限
船舶保険	日本船舶保険再保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
外航貨物保険	外航貨物再保険プール	再保険約款及び再保険料率の決定、再保険の出再割合の決定、再保険手数料の決定、配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定、再々保険の禁止、再保険に係る損害査定	平成10年4月1日	期限の定めなし
自動車保険 (対人賠償保険部分)	自動車対人賠償保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
自動車保険 (対人賠償、自損事故及び無保険者傷害保険部分)	自動車対人賠償保険超過損害額再保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
住宅瑕疵担保責任保険	住宅瑕疵担保責任超過損害額再保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率の決定	平成21年4月1日	令和2年3月31日

3-4表 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

(令和2年3月末現在)

対 象	主 体	内 容	最初の発効日	有効期限
自動車損害賠償責任保険	損害保険料率算出団体	自動車損害賠償責任保険に係る基準料率を算出し、会員の利用に供すること	平成10年7月1日	期限の定めなし
地震保険	損害保険料率算出団体	地震保険に係る基準料率を算出し、会員の利用に供すること	平成10年7月1日	期限の定めなし

3-5表 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

(令和2年3月末現在)

対 象	主 体	内 容	最初の発効日	有効期限
商業用レコードの二次使用料等	文化庁長官が指定する団体（指定団体）	商業用レコードの二次使用料等の額に関する指定団体と放送事業者等又はその団体間における協議	協議によって定められた期日	協議によって定められた期日

3-6表 道路運送法に基づくカルテル

(令和2年3月末現在)

主 体	路 線	内 容	最初の発効日	有効期限
一般乗合旅客自動車運送事業者	北 部 支 線 (沖縄)	生活路線維持のための共同経営	平成14年10月8日	令和3年9月30日
一般乗合旅客自動車運送事業者	読谷線・糸満線 (沖縄)	適切な運行時刻設定のための共同経営	平成14年10月8日	令和3年9月30日
一般乗合旅客自動車運送事業者	名護西線・名護西空港線 (沖縄)	適切な運行時刻設定のための共同経営	平成14年10月8日	令和3年9月30日

3-7表 海上運送法に基づくカルテル（内航）

（令和2年3月末現在）

主 体	航 路	内 容	最初の発効日	有効期限
一般旅客定期 航路事業者	松山／宇品	適切な運航時刻の設定のための 共同経営（旅客）	平成12年7月19日	令和3年7月1日
一般旅客定期 航路事業者	岡山／土庄	適切な運航時刻の設定のための 共同経営（旅客）	平成12年7月21日	令和4年2月28日
一般旅客定期 航路事業者	竹原／垂 水・白水	適切な運航時刻の設定のための 共同経営（旅客）	平成12年8月10日	令和3年7月26日
貨物定期航路 事業者	大阪・神戸 ／那覇	適切な運航日程の設定のための 共同経営（貨物）	平成12年7月8日	令和3年6月26日
貨物定期航路 事業者	鹿児島／那 覇	適切な運航日程の設定のための 共同経営（貨物）	平成12年7月23日	令和3年7月18日

3-8表 内航海運組合法に基づくカルテル

（令和2年3月末現在）

対 象	主 体	内 容	最初の発効日	有効期限
船 舶	日本内航海 運組合総連 合会	船腹の過剰に対処するための、保 有船舶を解撤等する者に対する交 付金の交付及び船舶の新規建造者 からの納付金の徴収	平成10年5月15日	期限の定めなし

3-9表 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくカルテル

（令和2年3月末現在）

主 体	交 通 圏	内 容	最初の発効日	有効期限（注1）
特定地域協議 会，一般乗用 旅客自動車運 送事業者	長野交通圏 （特定地域指定 日：平成27年8月 1日）	供給輸送力の削減等	平成28年12月2日	令和3年7月31日 （注2）
特定地域協議 会，一般乗用 旅客自動車運 送事業者	仙台市 （特定地域指定 日：平成27年6月 1日）	供給輸送力の削減等	平成29年3月2日	令和3年5月31日 （注2）
特定地域協議 会，一般乗用 旅客自動車運 送事業者	長崎交通圏 （特定地域指定 日：平成27年8月 1日）	供給輸送力の削減等	平成29年3月29日	令和3年7月31日 （注2）

特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	福岡交通圏 (特定地域指定日：平成27年11月1日)	供給輸送力の削減等	平成29年3月29日	令和3年10月31日 (注2)
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	札幌交通圏 (特定地域指定日：平成27年11月1日)	供給輸送力の削減等	平成29年5月18日	令和3年10月31日 (注2)
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	北九州交通圏 (特定地域指定日：平成27年8月1日)	供給輸送力の削減等	平成29年5月25日	令和3年7月31日 (注2)
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	南多摩交通圏 (特定地域指定日：平成28年7月1日)	供給輸送力の削減等	平成29年6月23日	令和2年3月31日 (注2)
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	大分市 (特定地域指定日：平成27年7月1日)	供給輸送力の削減等	平成29年6月30日	令和3年6月30日 (注2)
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	広島交通圏 (特定地域指定日：平成27年7月1日)	供給輸送力の削減等	平成29年7月26日	令和3年6月30日 (注2)
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	大阪市域交通圏 (特定地域指定日：平成27年11月1日)	供給輸送力の削減等	平成29年9月29日	令和3年10月31日 (注2)
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	埼玉県南中央交通圏 (特定地域指定日：平成28年7月1日)	供給輸送力の削減等	平成29年10月20日	令和2年3月31日 (注2)
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	神戸市域交通圏 (特定地域指定日：平成27年9月1日)	供給輸送力の削減等	平成29年11月27日	令和3年8月31日 (注2)

特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	宇都宮交通圏 (特定地域指定日：平成28年7月1日)	供給輸送力の削減等	平成29年12月1日	令和2年3月31日 (注2)
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	鹿児島市 (特定地域指定日：平成27年8月1日)	供給輸送力の削減等	平成30年2月16日	令和3年7月31日 (注2)
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	千葉交通圏 (特定地域指定日：平成28年7月1日)	供給輸送力の削減等	平成30年2月16日	令和4年6月30日 (注2)
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	新潟交通圏 (特定地域指定日：平成27年8月1日)	供給輸送力の削減等	平成30年3月26日	令和3年7月31日 (注2)
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	京葉交通圏 (特定地域指定日：平成28年7月1日)	供給輸送力の削減等	平成30年3月27日	令和2年3月31日 (注2)
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	久留米市 (特定地域指定日：平成28年7月1日)	供給輸送力の削減等	平成30年7月20日	令和2年3月31日 (注2)
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	東葛交通圏 (特定地域指定日：平成28年7月1日)	供給輸送力の削減等	平成30年9月4日	令和4年6月30日 (注2)
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	富山交通圏 (特定地域指定日：平成28年7月1日)	供給輸送力の削減等	平成31年1月23日	令和2年3月31日 (注2)
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	河北交通圏 (特定地域指定日：平成30年9月1日)	供給輸送力の削減等	令和2年3月25日	令和3年8月31日

(注1) 特定地域の指定期間の終了日。ただし，指定期間は，原則として1回に限り延長することができる。

(注2) 指定期間が延長されたもの。

3-10表 業種別事業協同組合及び信用協同組合の届出件数

(令和2年3月末現在)

業種等		届出件数	
事業協同組合	農業, 林業, 漁業	1	
	鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	
	建設業	1	
	製造業	食料品, 飲料・たばこ・飼料	1
		繊維	1
		木材・木製品, 家具・装備品	0
		パルプ・紙・紙加工品	0
		印刷・同関連業	0
		化学	0
		石油・石炭	1
		プラスチック	0
		ゴム製品, なめし革・同製品・毛皮	0
		窯業・土石	0
		鉄鋼	0
		非鉄金属	0
		金属製品	1
		はん用機械器具, 生産用機械器具, 業務用機械器具	0
		電子部品・デバイス・電子回路, 電気機械器具, 情報通信機械器具	0
		輸送用機械器具	0
		その他	2
		小計	6
		電気・ガス・熱供給・水道業	2
	情報通信業	0	
	運輸業, 郵便業	3	
	卸売業	0	
	小売業	0	
	金融業, 保険業	1	
	不動産業, 物品賃貸業	0	
	サービス業	22	
	その他	247	
小計	283		
信用協同組合	21		
合計	304		

(注1) 組合員の資格となる業種が複数にまたがる協同組合は、「その他」としている。

(注2) 業種は、「日本標準産業分類」を参考にしている。

4 株式取得，合併等関係

4-1表 銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可一覧

(1) 独占禁止法第11条第1項ただし書の規定に基づく認可

認可年月日	認可銀行又は保険会社名	株式発行会社名	保有経緯等
元. 11. 15	(株)山形銀行	TRY パートナーズ(株)	銀行業高度化等会社（地域商社）の議決権取得
2. 3. 23	(株)阿波銀行ほか3行（注）	Shikoku ブランド(株)	銀行業高度化等会社（地域商社）の議決権取得
2. 3. 25	(株)岩手銀行	manorda いわて(株)	銀行業高度化等会社（地域商社）の議決権取得

（注）認可は「(株)阿波銀行ほか3行」の各行それぞれに対して行われている。

(2) 独占禁止法第11条第2項の規定に基づく認可

認可年月日	認可銀行又は保険会社名	株式発行会社名	保有経緯等
2. 2. 28	(株)りそな銀行	(株)加藤製作所	年金信託財産の運用に係る議決権取得

4-2 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等に関する統計資料（4-3表から4-9表）について

(1) この統計資料は，平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に，公正取引委員会が受理した会社の株式取得，合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）の届出に関する諸指標を取りまとめたものである。

なお，4-4表から4-8表までに記載した届出は，令和2年3月31日までに「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請，報告及び届出等に関する規則」（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第7条第5項の規定に基づく完了報告書が提出されたものである。

(2) 会社がどの業種に属するかは，株式取得においては株式取得会社の業種，合併においては合併後の存続会社の業種，共同新設分割においては分割する会社の業種，吸収分割においては事業を承継する会社の業種，共同株式移転においては新設会社の業種，事業譲受け等においては事業等を譲り受ける会社の業種によった。また，事業を行っていない会社についてはその他に分類した。

(3) 各表の分類のうち，「水平」とは，当事会社グループ同士が同一の一定の取引分野において競争関係にある場合をいう。

「垂直」とは，当事会社グループ同士が取引段階を異にする場合をいう。「垂直」のうち，「前進」とは，株式取得会社，存続会社，被承継会社又は譲受会社が最終需要者の方向にある会社と

企業結合を行う場合をいい、「後進」とは、その反対方向にある会社と企業結合を行う場合をいう。

「混合」とは、「水平」、「垂直」のいずれにも該当しない場合をいう。「混合」のうち、「地域拡大」とは、同種の商品又は役務を異なる市場へ供給している場合をいい、「商品拡大」とは、生産あるいは販売面での関連性のある異種の商品又は役務を供給している場合をいい、「純粹」とは、前記「地域拡大」及び「商品拡大」のいずれにも該当しない場合をいう。

なお、形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、件数の合計は、届出件数と必ずしも一致しない。

(4) 総資産の額は、原則として100万円未満の金額を切り捨てて集計した。

4-3表 形態別・業種別件数（令和元年度）

形態 株式取得会社の業種	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業							
鉱 業							
建 設 業	7	2	3	5	2	1	9
製 造 業	44	20	22	4	13	1	62
食 料 品	3	2	3	3	3		4
織 維	2	2	1				2
木 材 ・ 木 製 品							
紙 ・ パ ル プ	1	1					1
出 版 ・ 印 刷	1						1
化 学 ・ 石 油 ・ 石 炭	14	4	4	1	1	1	16
ゴ ム ・ 皮 革							
窯 業 ・ 土 石							
鉄 鋼					1		1
非 鉄 金 属	3		2				3
金 属 製 品	1	2	1				2
機 械	15	6	8		4		25
そ の 他 製 造 業	4	3	3		4		7
卸 ・ 小 売 業	33	16	15	15	6	1	51
不 動 産 業	6		1	3	2	1	9
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業	15	3	3		2		19
サ ー ビ ス 業	14	5	4	4	6		17
金 融 ・ 保 険 業	5	4	8	1	1	2	13
電 気 ・ ガ ス 熱 供 給 ・ 水 道 業	1	1		1	1		2
そ の 他	63	32	34	26	22	37	128
合 計	188	83	90	59	55	43	310

(注) 形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、形態別の件数の合計は、届出受理件数と必ずしも一致しない。

4-4表 合併後の総資産が300億円以上となる合併（令和元年度に完了報告書が提出されたもの）

(単位：億円)

受理年月日	存続会社	総資産	消滅会社	総資産	合併後の名称	総資産
30. 5. 11	西川産業(株)	201	西川リビング(株) (株)京都西川	152 151	西川(株)	509
30. 8. 31	味の素物流(株)	296	カゴメ物流サー ビス(株) F-LINE(株)	41 3	F-LINE(株)	342
30. 11. 22	(株)UKCホール ディングス	804	(株)バイテック ホールディング ス	247	(株)レスターホー ルディングス	2,054
30. 11. 29	(株)メタルワン鋼 管	316	住商鋼管(株)	283	住商メタルワン 鋼管(株)	599
30. 11. 30	新興プランテッ ク(株)	697	J Xエンジニア リング(株)	344	レイズネクスト (株)	1,041
30. 12. 20	三井住友アセッ トマネジメント (株)	538	大和住銀投信投 資顧問(株)	393	三井住友DSア セットマネジメ ント(株)	932
30. 12. 21	ネットヨタ栃 木(株)	329	ネットヨタ宇 都宮(株)	92	ネットヨタ栃 木(株)	421
31. 1. 22	J F E環境(株)	201	東京臨海リサイ クルパワー(株)	164	J & T環境(株)	365
元. 5. 13	RED HAT, INC.	4,846	SOCRATES ACQUISITION CORP.	0	RED HAT, INC.	6,195
元. 6. 21	Celgene Corporation	39,383	Burgundy Merger Sub, Inc.	0	Celgene Corporation	39,383
元. 7. 1	Versum Materials, Inc.	1,216	EMD Performance Materials Holding, Inc.	0	Versum Materials, Inc.	1,037
元. 8. 21	Cray Inc.	574	Canopy Merger Sub, Inc.	0	Cray Inc.	574

4-5表 行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同新設分割（令和元年度に完了報告書が提出されたもの）

該当なし

4-6表 行為後の承継した会社の総資産が300億円以上となる吸収分割（令和元年度に完了報告書が提出されたもの）

（単位：億円）

受理年月日	承継する会社	総資産	分割する会社	総資産	行為後 総資産	備考 (承継内容等)
30. 8. 31	味の素物流(株)	296	ハウス物流 サービス(株)	100	342	一般貨物運送事業, 倉庫荷役事業, その 他事業
元. 7. 30	楽天モバイル(株)	2,106	(同) DMM. com	932	2,106	通信 (MVNO) 事 業及び光回線を利用 したインターネット サービス事業
元. 8. 28	ユーシーカード (株)	3,587	(株)キュービタ ス	677	35,652	ユーシーカード事業 領域におけるプロセ シング事業
元. 12. 23	コーナン商事(株)	3,164	ドイト(株)	219	3,228	ホームセンター業及 びリフォーム業

4-7表 行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同株式移転（令和元年度に完了報告書が提出されたもの）

（単位：億円）

受理年月日	株式移転会社	総資産	株式移転会社	総資産	設立する会社の名称	総資産
元. 10. 23	パナソニック ホームズ(株)	2,338	パナソニック 建設エンジニア リング(株) (株)松村組 トヨタホーム (株)	129 220 1,261	プライムライフテク ノロジーズ(株)	2,537

4-8表 行為後の譲受会社の総資産が300億円以上となる事業譲受け等（令和元年度に完了報告書が提出されたもの）

（単位：億円）

受理年月日	譲受会社	総資産	譲渡会社	総資産	行為後 総資産	備考 (譲受内容)
30. 5. 2	昭和シェル石油 株	8,594	シェルケミカル ズジャパン株	308	8,596	ロイヤル・ダッチ・ シェルグループの シェルケミカルズ ジャパン株式会社を 営業者、昭和シェル 石油株式会社を匿名 組合員とする匿名組 合における昭和シェ ル石油株式会社関係 の事業（契約等）
30. 6. 19	新日鐵住金株	50,851	エア・ウォー ター株	3,514	50,974	譲渡会社が譲受会社 の鹿島製鐵所及び和 歌山製鐵所で行う コークス炉ガス精製 事業及び当該コーク ス炉ガス精製事業に 伴い分離される副産 品（硫酸，硫酸アン モニウム，液体アン モニウム等をいい， 粗ベンゼンを除く。）の販売事業
30. 6. 19	新日鐵住金化学 株	1,202	エア・ウォー ター株	3,514	1,202	譲渡会社が新日鐵株 の鹿島製鐵所及び和 歌山製鐵所で行う コークス炉ガス精製 に伴い分離される粗 ベンゼンの販売事業
30.10.26	Abelshore Pty Limited	453	Wambo Coal Pty Limited	488	477	オーストラリア連邦 に所在する採鉱合弁 事業を運営する資産 及び権利（採掘権を 含む。）に対する持分

30. 10. 29	昭和リース(株)	5,545	カシオリース(株)	323	94,804	リース・割賦販売事業に係る債権・資産等
30. 11. 30	ギリアド・サイエンシズ(株)	622	日本たばこ産業(株)	28,858	622	譲渡会社と Gilead Sciences, Inc. の間のライセンス契約の解除ないし変更に伴って、譲受会社が譲受けることとなるH I V治療薬の製造販売事業
30. 11. 30	ギリアド・サイエンシズ(株)	622	鳥居薬品(株)	1,047	622	日本たばこ産業(株)と Gilead Sciences, Inc. の間のライセンス契約の解除ないし変更に伴って、譲受会社が譲受けることとなるH I V治療薬の販売事業
31. 1. 25	GS Coal Pty Limited	1,052	Mitsubishi Development Pty Ltd	7,438	1,515	オーストラリア連邦に所在する採鉱合弁事業を運営する資産及び権利に対する持分
31. 2. 7	日立金属(株)	7,208	三菱マテリアルトレーディング(株)	382	7,208	譲受会社が製造するニッケル含有合金製品、コバルト含有合金製品及び銅含有合金製品に関する譲渡会社の顧客との取引関係

31. 2. 28	第一三共(株)	14,727	ジャパンワクチン(株)	117	14,727	<p>①日本全国における以下のワクチン製品の販売に係る事業 (販売名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おたふくかぜ生ワクチン「北里第一三共」 ・乾燥弱毒性風しんワクチン「北里第一三共」 ・はしか風しん混合生ワクチン「北里第一三共」 ・インフルエンザHAワクチン「北里第一三共」 シリンジ 0.25mL・0.5mL ・インフルエンザHAワクチン「北里第一三共」 1mL ・スクエアキッズ®皮下注シリンジ ・沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド「北里第一三共」 ・沈降破傷風トキソイド「北里第一三共」 シリンジ <p>②VN-0102（麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン）の研究開発に係る事業</p>
-----------	---------	--------	-------------	-----	--------	---

31. 3. 1	グラクソ・スミスクライン(株)	760	ジャパンワクチン(株)	117	760	以下のワクチン製品の開発及び販売事業 <ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病ワクチン（商品名：ラビピュール） ・ロタウイルス下痢症ワクチン（商品名：ロタリックス） ・ヒトパピローマウイルスワクチン（商品名：サーバリックス） ・水痘帯状疱疹ワクチン（商品名：シングリックス。ただし、製造販売承認に係る部分を除く。）
31. 3. 29	TDK(株)	9,425	昭和電工(株)	8,299	20,174	ネオジム磁石合金の技術研究開発事業（ネオジム磁石合金製造事業，ネオジム磁石合金販売事業，同リサイクル事業及び譲渡会社の子会社である贛州昭日稀土新材料有限公司にて行う合金事業は含まない。）
31. 4. 12	住友化学(株)	14,700	(株)サンリツ	192	14,700	偏光板事業に係る偏光板需要者との間の契約関係の商権並びに特許及びノウハウ
31. 4. 23	J-POWER AUSTRALIA PTY. LTD.	908	Mitsubishi Development Pty Ltd	7,438	908	オーストラリア連邦クイーンズランド州における石炭鉱山事業を運営する資産及び持分

元. 5. 24	(株)NTTぷらら	522	ソニーネット ワークコミュニ ケーションズ(株)	841	587	「So-net for ドコ モ光」の事業
元. 8. 6	(株)三菱UFJ銀 行	2,255,970	DVB Transport Finance Limited	1,464	2,256,985	航空機ファイナンス 事業
元. 12. 24	バクスター(株)	566	サノフィ(株)	1,997	566	術後癒着防止製品 (セプラフィルム及 びその関連商品)事 業

(注) 行為後の総資産が300億円以上の場合でも、当事会社のいずれかの総資産が100億円未満のものは除く。

4-9表 企業結合関係の届出・報告件数

年度	第9条の 事業報告書 (注2)	第9条の 設立届出書 (注2)	株式取得 届出 (注3)	役員兼任 届出 (注4)	会社以外の者の 株式所有報告書 (注5)	合併届出 (注6)	分割届出 (注7)	共同株式 移転届出 (注8)	事業譲受 け等届出 (注9)
22			(2)		(0)	(23)			(22)
23			(31)		(0)	(309)			(192)
24			(13)		(0)	(123)			(53)
			2,373		0	448			143
25			3,840		0	420			207
26			4,546		0	331			182
27			4,795		0	385			124
28			3,863	268	0	344			126
29			2,827	328	0	325			167
30			3,033	268	0	338			143
31			3,080	457	0	381			209
32			3,069	375	0	398			140
33			3,316	557	0	381			118
34			3,170	466	0	413			139
35			2,991	644	0	440			144
36			3,211	675	1	591			162
37			3,231	804	0	715			193
38			3,844	758	0	997			223
39			3,921	527	4	864			195
40			4,534	487	1	894			202
41			4,325	462	0	871			264
42			4,075	458	2	995			299
43			4,069	480	3	1,020			354
44			4,907	647	0	1,163			391
45			4,247	543	2	1,147			413
46			5,832	552	0	1,178			449
47			5,841	501	1	1,184			452
48			6,002	874	0	1,028			443
49			5,738	794	0	995			420
50			5,108	754	9	957			429
51			5,229	925	6	941			511
52			5,085	916	1	1,011			646
53			5,372	1,394	0	898			595
54			5,359	3,365	0	871			611
55			5,759	2,556	2	961			680
56			5,505	2,958	1	1,044			771
57			6,167	2,477	1	1,040			815
58			6,033	3,389	4	1,020			702
59			6,604	3,159	2	1,096			790
60			6,640	3,504	6	1,113			807
61			7,202	2,944	1	1,147			936
62			7,573	3,776	1	1,215			1,084
63			6,351	3,450	0	1,336			1,028
元			8,193	4,420	0	1,450			988
2			8,075	4,312	0	1,751			1,050
3			8,034	6,124	2	2,091			1,266
4			8,776	5,675	0	2,002			1,079
5			8,036	6,330	3	1,917			1,153
6			8,954	5,137	18	2,000			1,255
7			8,281	5,897	1	2,520			1,467
8			9,379	5,042	0	2,271			1,476
9	0	0	8,615	5,955	7	2,174			1,546
10	2	0	7,518	447	0	1,514			1,176
11	1	1	1,029			151			179
12	5	1	804			170			213
13	7	7	898			127	20		195
14	16	7	899			112	21		197
15	76	4	959			103	21		175
16	79	1	778			70	23		166
17	80	5	825			88	17		141
18	87	2	960			74	19		136
19	93	2	1,052			76	33		123
20	92	4	829			69	21		89
21	93	5	840			48	15	3	79
22	92	2	184			11	11	5	54
23	100	0	224			15	10	6	20
24	99	1	285			14	15	5	30
25	100	0	218			8	14	3	21
26	103	0	231			12	20	7	19
27	104	2	222			23	17	6	27
28	108	2	250			26	16	3	24
29	105	0	259			9	13	3	22
30	107	2	259			16	15	2	29
元	112	0	264			12	12	3	19

(注1) 括弧内は認可件数である。

(注2) 独占禁止法第9条の規定に基づく事業報告書の提出及び設立の届出制度は、平成9年独占禁止法改正法により新設されたものであり、それ以前の件数はない。

なお、平成14年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、一定の総資産額基準を超える持株会社について事業報告及び設立の届出を行わなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、持株会社に加え、一定の総資産額基準を超える金融会社及び一般事業会社についても事業報告及び設立の届出を行わなければならないこととされた。

(注3) 株式所有報告書の裾切り要件（総資産額）は次のとおり改正されている。

改正年	裾切り要件（総資産額）
昭和24	500万円超
28	1億円超
40	5億円超
52	20億円超

平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、総資産が20億円を超える国内の会社（金融業を営む会社を除く。）又は外国会社（金融業を営む会社を除く。）は、国内の会社の株式を所有する場合には、毎事業年度終了後3か月以内に株式所有報告書を提出しなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、総資産が20億円を超えかつ総資産合計額が100億円を超える会社が、総資産が10億円を超える国内の会社又は国内売上高が10億円を超える外国会社の株式を10%、25%又は50%を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、株式所有報告書を提出しなければならないこととされた。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が200億円を超える会社が、子会社の国内売上高を含む国内売上高が50億円超の会社の株式を取得しようとする場合であって、議決権保有割合が20%、50%（2段階）を超えるものについて、合併等と同様にあらかじめ届け出なければならないこととされた。

(注4) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社の役員又は従業員は、国内において競争関係にある国内の会社の役員の地位を兼ねる場合において、いずれか一方の会社の総資産が20億円を超えるときは届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では廃止された。

(注5) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社以外の者は、国内において相互に競争関係にある2以上の国内の会社の株式をそれぞれの発行済株式総数の10%を超えて所有することとなる場合には株式所有報告書を提出しなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では廃止された。

(注6) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社が合併しようとする場合には、全てあらかじめ届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額が10億円を超える会社がある場合等に届け出なければならないこととされた。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が200億円超の会社と同50億円超の会社の合併について届け出なければならないこととされた。

(注7) 分割の届出は、平成12年商法改正に伴い新設されたものであり、平成12年度までの件数はない。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、当事会社の中に国内売上高合計額が200億円を超える全部承継会社（事業の全部を承継させようとする会社をいう。）と国内売上高合計額が50億円を超える事業を承継しようとする会社がある場合等には、分割に関する計画について届け出なければならないこととされた。

(注8) 共同株式移転の届出は、平成21年独占禁止法改正法により新設されたものであり、平成20年度までの件数はない。

(注9) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社が事業の全部又は重要部分の譲受け等をしようとする場合には、全てあらかじめ届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、総資産合計額が100億円を超える会社が、総資産額10億円超の国内会社の事業の全部を譲り受ける場合等に届け出なければならないこととされた。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が200億円を超える会社が、国内売上高30億円超の会社の事業の全部を譲り受ける場合等に事業譲受け等に関する計画について届け出なければならないこととされた。

5 下請法関係

5-1表 書面調査発送件数の推移

年度	定期調査発送件数		特別調査発送件数	
	対象親事業者数 (事業所・名)	対象下請事業者数 (名)	対象親事業者数 (事業所・名)	対象下請事業者数 (名)
31	304			
32	723			
33	769			
34	986			
35	1,214			
36	1,514			
37	1,803			
38	1,800			
39	2,004			
40	2,554			
41	2,631			
42	5,512			
43	6,030			
44	6,684			
45	7,214			
46	8,451			
47	8,751			
48	10,039	2,915		
49	10,045	3,808		
50	12,007	4,861		
51	12,171	6,325		
52	12,315	7,247		
53	10,973	10,663		
54	12,007	11,546		
55	13,490	21,785		
56	13,668	18,091		
57	16,026	20,532		
58	16,346	23,138		
59	15,959	66,579	16,095	
60	9,574	48,031		
61	9,559	52,105		
62	10,121	59,535		
63	13,854	70,968		
元	13,537	73,320		
2	12,889	72,030		
3	12,680	71,603		
4	14,234	74,334		10,027
5	13,781	75,864		10,786
6	13,235	72,784		10,559
7	13,261	75,202		
8	13,857	70,453		
9	13,648	71,860	1,000	5,000
10	13,869	70,182	1,736	
11	14,453	70,554		
12	15,964	75,859		
13	16,417	93,483	1,673	1,003
14	17,385	99,481		
15	18,295	108,395		
16	30,932	170,517		
17	30,991	170,878		
18	29,502	162,521		
19	30,268	168,108		
20	34,181	160,230		
21	36,342	201,005		
22	38,046	210,166		
23	38,503	212,659		
24	38,781	214,042		
25	38,974	214,044		
26	38,982	213,690		
27	39,101	214,000		
28	39,150	214,500		
29	60,000	300,000		
30	60,000	300,000		
元	60,000	300,000		

(注) 親事業者調査は昭和59年度までは事業所ベース、昭和60年度以降は企業ベースの数字である。また、下請事業者調査は企業ベースの数字である。

5-2表 下請法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移

区分 年度	新規着手件数				処理件数			
	書面調査	申告	中小企業庁長官 からの措置請求	計	措置		不問	計
					勧告	指導		
(事業所・名)	(名)	(名)	(事業所・名)	(名)	(事業所・名)	(事業所・名)	(事業所・名)	
31	61	20	0	81	0	19	46	65
32	130	21	0	151	13	73	37	123
33	161	21	0	182	5	110	39	154
34	97	3	0	100	7	82	37	126
35	105	5	0	110	0	38	20	58
36	156	10	0	166	0	62	33	95
37	261	33	0	294	12	149	35	196
38	219	17	0	236	22	182	55	259
39	218	17	14	249	14	180	104	298
40	417	23	31	471	15	193	93	301
41	541	15	19	575	14	299	111	424
42	669	12	10	691	5	459	97	561
43	414	7	0	421	9	416	171	596
44	525	6	0	531	26	447	231	704
45	430	5	2	437	52	354	80	486
46	609	9	5	623	56	432	56	544
47	690	2	0	692	41	485	99	625
48	707	2	0	709	17	569	130	716
49	739	5	5	749	4	542	296	842
50	1,029	10	18	1,057	6	686	269	961
51	1,220	15	18	1,253	12	906	255	1,173
52	1,391	38	59	1,488	15	1,097	191	1,303
53	1,050	35	80	1,165	7	916	406	1,329
54	1,242	16	9	1,267	2	746	146	894
55	1,126	20	35	1,181	0	921	436	1,357
56	1,158	9	8	1,175	1	932	252	1,185
57	1,331	19	4	1,354	4	1,014	271	1,289
58	1,413	15	13	1,441	0	1,119	317	1,436
59	1,458	24	0	1,482	0	1,224	693	1,917
60	(3,008)	-	-	(3,039)	-	(2,243)	-	-
	1,570	31	0	1,601	0	1,512	159	1,671
61	1,426	51	0	1,477	0	1,242	155	1,397
62	1,498	52	0	1,550	0	1,273	197	1,470
63	2,112	61	0	2,173	0	1,474	85	1,559
元	1,928	29	0	1,957	0	2,419	160	2,579
2	2,001	23	1	2,025	1	2,186	127	2,314
3	1,534	15	0	1,549	0	1,492	101	1,593
4	2,191	18	0	2,209	0	1,933	132	2,065
5	2,844	38	0	2,882	0	2,428	279	2,707
6	1,590	21	0	1,611	1	1,632	186	1,819
7	1,548	23	0	1,571	0	1,544	148	1,692
8	1,516	10	0	1,526	2	1,439	106	1,547
9	1,330	13	1	1,344	3	1,348	60	1,411
10	1,329	22	0	1,351	1	1,271	69	1,341
11	1,135	26	0	1,161	3	1,101	66	1,170
12	1,153	52	1	1,206	6	1,134	50	1,190
13	1,308	59	0	1,367	3	1,311	44	1,358
14	1,357	70	0	1,427	4	1,362	60	1,426
15	1,341	67	1	1,409	8	1,357	71	1,436
16	2,638	72	0	2,710	4	2,584	75	2,663
17	4,009	65	0	4,074	10	4,015	41	4,066
18	2,983	100	1	3,084	11	2,927	121	3,059
19	2,964	145	1	3,110	13	2,740	307	3,060
20	3,168	152	4	3,324	15	2,949	273	3,237
21	3,728	105	2	3,835	15	3,590	254	3,859
22	4,509	145	4	4,658	15	4,226	369	4,610
23	4,494	56	4	4,554	18	4,326	292	4,636
24	4,819	50	1	4,870	16	4,550	316	4,882
25	5,418	59	1	5,478	10	4,949	466	5,425
26	5,723	83	1	5,807	7	5,461	376	5,844
27	6,210	95	0	6,305	4	5,980	287	6,271
28	6,477	112	0	6,589	11	6,302	290	6,603
29	7,173	97	1	7,271	9	6,752	307	7,068
30	7,757	141	0	7,898	7	7,710	382	8,099
元	8,360	155	0	8,515	7	8,016	292	8,315

(注) 数字は昭和59年度までは事業所ベースの件数、昭和60年度以降は企業ベースの件数である。
 なお、昭和60年度の()内の数字は事業所ベースの数字である。

6 景品表示法に基づく協定又は規約及び運用機関の一覧（令和2年3月末現在）

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
1	全国飲用牛乳公正取引協議会	—	飲用乳の表示に関する公正競争規約
2	発酵乳乳酸菌飲料公正取引協議会	—	発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約
3	チーズ公正取引協議会	—	ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約
4	アイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会	アイスクリーム類及び氷菓業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約
5	（一社）全国はちみつ公正取引協議会	—	はちみつ類の表示に関する公正競争規約
6	（一社）全国ローヤルゼリー公正取引協議会	—	ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約
7	全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会	—	辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約
8	全国削節公正取引協議会	—	削りぶしの表示に関する公正競争規約
9	全国食品缶詰公正取引協議会	—	食品缶詰の表示に関する公正競争規約
10	全国トマト加工品業公正取引協議会	トマト加工品業における景品の提供の制限に関する公正競争規約	トマト加工品の表示に関する公正競争規約
11	全国粉わさび公正取引協議会	—	粉わさびの表示に関する公正競争規約
12	全国生めん類公正取引協議会	—	生めん類の表示に関する公正競争規約
13	日本即席食品工業公正取引協議会	即席めん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	即席めんの表示に関する公正競争規約
14	全国ビスケット公正取引協議会	ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビスケット類の表示に関する公正競争規約
15	全国チョコレート業公正取引協議会	チョコレート業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・チョコレート類の表示に関する公正競争規約 ・チョコレート利用食品の表示に関する公正競争規約
16	全国チューインガム業公正取引協議会	チューインガム業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	チューインガムの表示に関する公正競争規約
17	凍豆腐製造業公正取引協議会	凍り豆腐製造業における景品類の提供の制限及び凍り豆腐の表示に関する公正競争規約	
18	全国味噌業公正取引協議会	みそ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	みその表示に関する公正競争規約
19	醤油業中央公正取引協議会	しょうゆ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	しょうゆの表示に関する公正競争規約
20	日本ソース業公正取引協議会	ソース業における景品の提供の制限に関する公正競争規約	—
21	全国食酢公正取引協議会	—	食酢の表示に関する公正競争規約
22	カレー業全国公正取引協議会	カレー業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
23	果実飲料公正取引協議会	—	果実飲料等の表示に関する公正競争規約
24	全国コーヒー飲料公正取引協議会	—	コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約
25	全日本コーヒー公正取引協議会	—	レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約
26	日本豆乳公正取引協議会	—	豆乳類の表示に関する公正競争規約
27	マーガリン公正取引協議会	—	マーガリン類の表示に関する公正競争規約

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
28	全国観光土産品公正取引協議会	—	観光土産品の表示に関する公正競争規約
29	ハム・ソーセージ類公正取引協議会	—	ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約
30	日本パン公正取引協議会	—	包装食パンの表示に関する公正競争規約
31	全国食肉公正取引協議会	—	食肉の表示に関する公正競争規約
32	全国ドレッシング類公正取引協議会	—	ドレッシング類の表示に関する公正競争規約
33	もろみ酢公正取引協議会	—	もろみ酢の表示に関する公正競争規約
34	食用塩公正取引協議会	—	食用塩の表示に関する公正競争規約
35	鶏卵公正取引協議会	—	鶏卵の表示に関する公正競争規約
36	日本ワイナリー協会	果実酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
37	ビール酒造組合	ビール製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビールの表示に関する公正競争規約
38	日本洋酒輸入協会	酒類輸入販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約 ・輸入ビールの表示に関する公正競争規約
39	日本洋酒酒造組合	洋酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ウイスキーの表示に関する公正競争規約
40	日本酒造組合中央会	・清酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約 ・単式蒸留しょうちゅう製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・単式蒸留焼酎の表示に関する公正競争規約 ・泡盛の表示に関する公正競争規約
41	日本蒸留酒酒造組合	合成清酒及び連続式蒸留しょうちゅうの製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
42	全国小売酒販組合中央会	—	酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約
43	全国帯締め羽織ひも公正取引協議会	—	帯締め及び羽織ひもの表示に関する公正競争規約
44	眼鏡公正取引協議会	—	眼鏡類の表示に関する公正競争規約
45	(公社) 全国家庭電気製品公正取引協議会	家庭電気製品業における景品類の提供に関する公正競争規約	・家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約 ・家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約
46	医療用医薬品製造販売業公正取引協議会	医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
47	医療用医薬品卸売業公正取引協議会	医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
48	化粧品公正取引協議会	—	化粧品の表示に関する公正競争規約
49	化粧石けん公正取引協議会	化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	化粧石けんの表示に関する公正競争規約
50	洗剤・石けん公正取引協議会	家庭用合成洗剤及び家庭用石けん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約
51	歯磨公正取引協議会	歯みがき業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	歯みがき類の表示に関する公正競争規約
52	防虫剤公正取引協議会	—	防虫剤の表示に関する公正競争規約
53	新聞公正取引協議会	新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
54	出版物小売業公正取引協議会	出版物小売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
55	雑誌公正取引協議会	雑誌業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
56	(一社)自動車公正取引協議会	自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・自動車業における表示に関する公正競争規約 ・二輪自動車業における表示に関する公正競争規約
57	タイヤ公正取引協議会	タイヤ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	タイヤの表示に関する公正競争規約
58	農業機械公正取引協議会	農業機械業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	農業機械の表示に関する公正競争規約
59	不動産公正取引協議会連合会	不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	不動産の表示に関する公正競争規約
60	(一社)北海道不動産公正取引協議会		
61	東北地区不動産公正取引協議会		
62	(公社)首都圏不動産公正取引協議会		
63	北陸不動産公正取引協議会		
64	東海不動産公正取引協議会		
65	(公社)近畿地区不動産公正取引協議会		
66	中国地区不動産公正取引協議会		
67	四国地区不動産公正取引協議会		
68	(一社)九州不動産公正取引協議会		
69	旅行業公正取引協議会	旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約
70	全国銀行公正取引協議会	銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	銀行業における表示に関する公正競争規約
71	指定自動車教習所公正取引協議会	指定自動車教習所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	指定自動車教習所業における表示に関する公正競争規約
72	ペットフード公正取引協議会	ペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ペットフードの表示に関する公正競争規約
73	全国釣竿公正取引協議会	—	釣竿の表示に関する公正競争規約
74	鍵盤楽器公正取引協議会	—	・ピアノの表示に関する公正競争規約 ・電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約
75	衛生検査所業公正取引協議会	衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
76	スポーツ用品公正取引協議会	—	スポーツ用品の表示に関する公正競争規約
77	医療機器業公正取引協議会	医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
78	仏壇公正取引協議会	—	仏壇の表示に関する公正競争規約

7 独占禁止懇話会

(1) 開催趣旨等

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、昭和43年11月以来開催しているもので、令和2年6月現在、次の学界、言論界、消費者団体、産業界、中小企業団体等の有識者25名をもって開催されている。

会長	伊藤元重	学習院大学国際社会科学部教授
会員	有田芳子	主婦連合会会長
	依田高典	京都大学大学院経済学研究科教授
	及川勝	全国中小企業団体中央会事務局長
	大野顕司	住友化学(株)常務執行役員
	角元敬治	(株)三井住友銀行取締役兼専務執行役員
	鹿野菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	川濱昇	京都大学大学院法学研究科教授
	川本裕子	早稲田大学大学院経営管理研究科教授
	鬼頭誠司	日本生命保険相互会社専務執行役員
	河野康子	(一財)日本消費者協会理事
	小林篤子	(株)読売新聞東京本社論説委員
	笹川博子	日本生活協同組合連合会常務理事
	白石忠志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	泉水文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	竹川正記	(株)毎日新聞社論説委員
	田中道昭	立教大学大学院ビジネスデザイン研究科教授
	土田和博	早稲田大学法学学術院教授
	野原佐和子	(株)イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
	細田眞	(株)榮太樓總本舗代表取締役社長
	山下裕子	一橋大学大学院経営管理研究科経営管理専攻教授
	山田秀顕	全国農業協同組合中央会常務理事
	由布節子	弁護士
	吉田明子	東洋大学経済学部教授
	チャールズ D.レイク II	アフラック生命保険(株)代表取締役会長

(役職は令和2年6月30日時点)

(2) 開催状況

回	開催年月日	議 題
212	31. 4. 15	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独占禁止法改正法案の閣議決定等について ○ クレジットカードに関する取引実態調査について ○ 地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブックについて ○ プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備に向けた対応について
213	元. 6. 24	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度における独占禁止法違反事件の処理状況 ○ 平成30年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例 ○ 平成30年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等 ○ デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会等について
214	元. 12. 11	<ul style="list-style-type: none"> ○ デジタル・プラットフォーマーに関する取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府・公正取引委員会の取組 ・ デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査（オンラインモール・アプリストアにおける事業者間取引） ○ 製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書 ○ 「業務提携に関する検討会」報告書
215	2. 6. 30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲食店ポータルサイトに関する取引実態調査について ○ フィンテックを活用した金融サービスの向上に向けた競争政策上の課題について ○ デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査（デジタル広告分野）について（中間報告）

(注) 平成31年4月から令和2年6月までの開催状況

8 公正取引委員会機構図

